

地域福祉等に関する改定のポイントについて

地域福祉計画

(1) 人々が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化

- ・人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、複合的に支援していくことが必要

(2) 地域共生社会の実現（ニッポン一億総活躍プラン）

- ・住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備

※「地域共生社会」とは（厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- ・実現に向けた取組のための5つのポイント（厚生労働省 地域力強化検討会）
 - ①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、地域福祉（支援）計画も策定・改定されることが必要

(3) 改正社会福祉法（2018（平成30）年4月施行）

- ・各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、を図る
- ・地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」（第4条第1項）に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定された（法第4条第2項）
- ・「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならない」ことが規定された（法第6条第2項）
- ・「包括的な支援体制の整備」に努めることを規定している（法第106条の3第1項）
- ・福祉の各分野における相談支援を担う事業者の努力義務として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが求められている（法第106条の2）

- ・法第 107 条及び 108 条の改正により、市町村及び都道府県は、地域福祉（支援）計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるなど、地域福祉計画の位置づけなどが見直された

（４）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案

（令和 2 年 3 月 6 日提出）

-
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
 - ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
 - ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進
【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

- ・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

- ・社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

バリアフリー推進計画

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

- ・2016年(平成28年)4月に施行され、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止することが定められた

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(平成30年6月改正)

- ・「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- ・高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記
- ・貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- ・建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- ・障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

(3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催(2021年(令和3年))

- ・多様な人への適切な対応が求められるため、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進が必要

■障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（案）

（令和2年1月17日社会保障審議会障害者部会資料より）

	項目	見直しのポイント
①	地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する ○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む
③	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる ○就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める ○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する
④	「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む
⑤	発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る ○発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む
⑥	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む ○児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する ○障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む ○自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する
⑦	障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む
⑧	障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む
⑨	福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む
⑩	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実強化 ○障害児通所支援体制の教育施策との連携

※下線は、都道府県の計画における見直し

■第8期介護保険事業計画の作成に向けた基本方針の6本柱（案）

（令和2年2月21日社会保障審議会介護保険部会資料より）

	6つの柱	記載を充実する事項のポイント
①	2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定 ○基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載 ○指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載 ○第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある
②	地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
③	介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
④	有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
⑤	認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載） ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載
⑥	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載